

【100】文化財総合的把握モデル事業(仮称)(新規)

平成20年度概算要求額:306百万円

(平成19年度予算額:-百万円)

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成22年度

主管課

文化庁伝統文化課(課長:有松 育子)

関連課

文化庁美術学芸課(課長:山崎 秀保)、同記念物課(課長:内藤 敏也)

同参事官(建造物担当)(参事官:苅谷 勇雅)

事業の概要

我が国の文化財の保護については、文化財保護法に規定されている6種類の文化財の種類別に、各々の文化財の特性に応じてきめ細かい保護措置がとられてきた。

一方、文化財はそれが置かれた環境の中で、人々の営為と関わりながら伝統的な意義と価値を形成してきたものであり、本来その歴史や風土のもとで相互に有機的につながっているという側面も有している。

そうした中で、特に近年、文化財相互間の関係に留意し、文化財とその周辺環境との関係も含め、文化財を総合的に捉えることが重要となっている。

そのためには、各地域において、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想(以下、「歴史文化基本構想(仮称)」という。)が策定されることが重要である。

この度、「歴史文化基本構想(仮称)」の策定を促進するため地方公共団体に対しモデル事業を実施するものである。

事業の実施にあたっては、以下の内容を行う。

- ・「歴史文化基本構想(仮称)」の策定のための内容検討のワークショップの開催
- ・域内に存する文化財の悉皆調査
- ・「歴史文化基本構想(仮称)」の策定
- ・地域住民に対する文化財への意識向上のための講習会の開催

必要性

平成6年の文化財保護企画特別委員会、平成13年の企画調査会の報告書において、従来の文化財の分野別の保護手法に加え、分野の枠を越えた文化財の総合的な保存・活用の必要性や周辺環境を含めた保護の必要性が指摘されているところである。

また、世界遺産一覧表への掲載にみられるように、歴史的・文化的・自然的主題を背景として相互に緊密な関連性を持つ複数の文化財を総合的に捉えたうえで、その周辺環境も含めて保護を図る手法が国際的にも広がりを見せている。

そのため、文化審議会文化財分科会に企画調査会を設け、「文化財の総合的な保護を行うための方策の検討」を行っており、中間まとめ(平成19年8月予定)において、「歴史文化基本構想(仮称)」の策定等について提言が行われる予定である。

「歴史文化基本構想(仮称)」は、地方公共団体が自主的に策定することが提言される予定であるため、先行して複数の地方公共団体でモデルとなる事例を実際に策定する必要がある。

効率性

(インプット)

- ・市町村によるモデル事業を15市町村で実施

(アウトプット)

- ・「歴史文化基本構想(仮称)」の策定

(アウトカム)

- ・「歴史文化基本構想(仮称)」の策定の全国展開
- ・「歴史文化基本構想(仮称)」のガイドラインの策定
- ・「歴史文化基本構想(仮称)」の策定による「文化財を核とした地域の魅力」の増進
- ・「歴史文化基本構想(仮称)」の策定による域内民間団体等との連携協力の促進

(施策目標)

施策目標8-2「文化財の次世代への継承・発展」に資する

有効性

(施策目標)

施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展

(得ようとする効果及びその達成見込み)

今までの文化財保護行政は、指定等に見られるよう、国によるトップダウン型で進められてきた。

「歴史文化基本構想(仮称)」は、地方公共団体が地域の民間団体等と連携しながら策定するものであり、ボトムアップ型の保護の促進が図られる。

「文化財の次世代への継承・発展」は、国による文化財の保存・活用のための取組の他に、地方公共団体による取組、民間団体による取組等、様々な主体による取組により実現するものであるため、「歴史文化基本構想(仮称)」の策定を促進することは、文化財保護のための選択肢を増やすことになり、施策目標に資するものである。

「歴史文化基本構想(仮称)」を全国展開するために、先行して複数の地方公共団体でモデルとなる事例を実際に策定する。

公平性、優先性

事業の実施にあたっては、選考委員会を設置し、公募によりモデル事業実施市町村を決定する。選考にあたっては、地域性について十分配慮を行うこととする。

また、現在、地方公共団体においては市町村合併に伴う、都市計画の見直し等を行っているところであり、それと連動するためには、喫緊に対応する必要がある。

18年度実績評価結果との関係

18年度実績評価の今後の政策への反映方針において、「平成19年度においても、「指定」、「保存」、「活用」、「人材育成等基盤整備」を行うことで、貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。」こととしており、当該事業を実施することは方針に資するものである。

広報計画

特になし

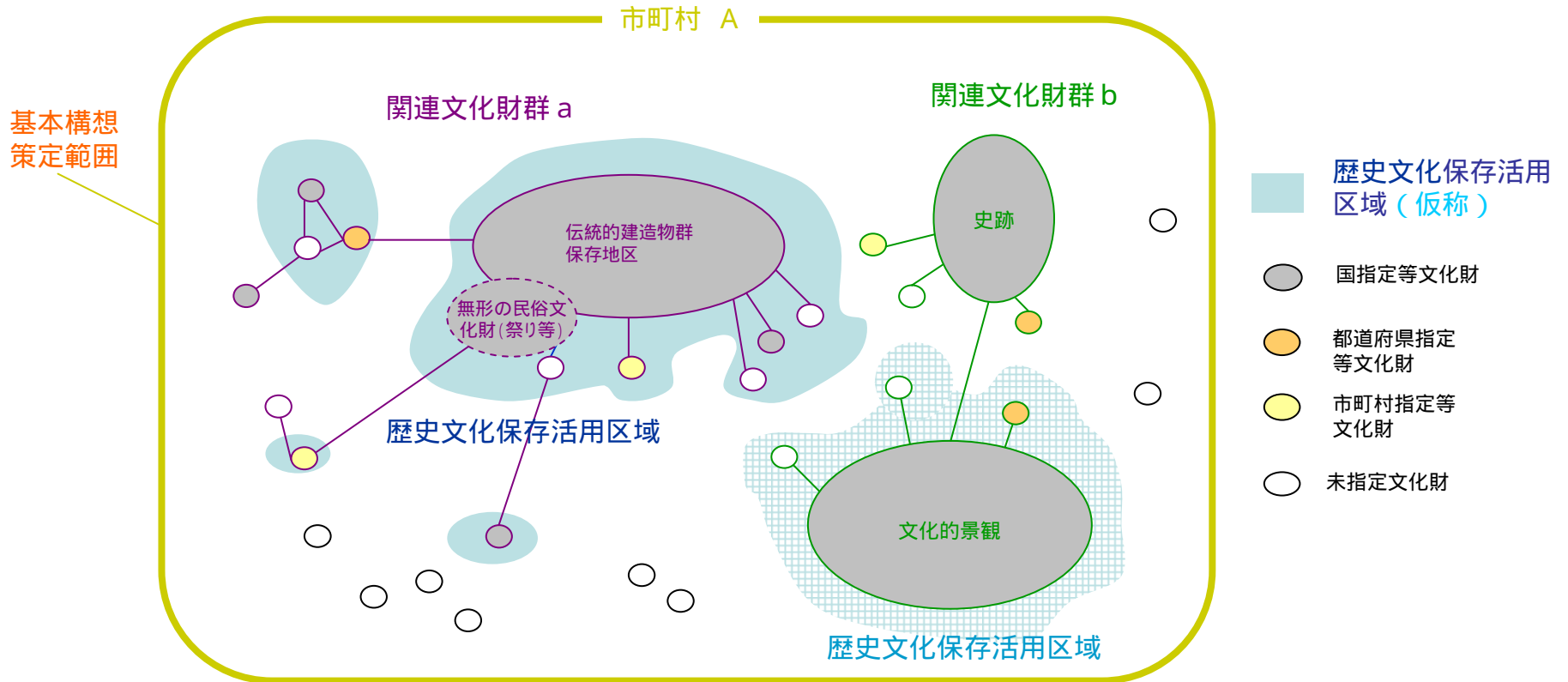
備考

平成20年度機構定員要求において、「日本文化遺産保護推進調査官」、「専門職」を各1名要求

文化財総合的把握モデル事業

平成20年度概算要求予定額
306百万円(新規)

歴史文化基本構想(仮称)のイメージ



歴史文化基本構想(仮称)

域内の文化財や周辺環境の保存・活用の方針
関連文化財群及び歴史文化保存活用区域の設定の
考え方
文化財を保存・活用するための体制整備の方策

関連文化財群の設定

関連文化財群 a

歴史文化保存活用区域 の設定

関連文化財群 b

歴史文化保存活用区域 の設定

保存活用計画

保存活用計画

文化財群 a, b を一体として歴史文化保存活用区域を設定することも可能